

目 次

第8回大宜味村議会臨時会会議録（会期日程表）	1
第8回大宜味村議会臨時会会議録（8月25日）	3

第8回大宜味村議会臨時会会議録
(会期日程表)

開会 昭和61年8月25日

会期1日間

閉会 昭和61年8月25日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
8月25日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第53号～議案第54号 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会

第8回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和61年8月25日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和61年8月25日 午前10時00分)

閉 会 (昭和61年8月25日 午前10時44分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 平 良 森 雄 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 隆 好 君	9番議員 平 良 実 君
3番議員 宮 城 功 光 君	10番議員 崎 山 喜 弘 君
4番議員 知 念 亀次郎 君	11番議員 山 川 正 行 君
5番議員 宮 城 長 雄 君	12番議員 前 田 貞四郎 君
6番議員 平 良 俊 政 君	13番議員 松 島 重 克 君
7番議員 宮 里 盛 順 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	新 城 繁 正 君	教育委員会 総務課長	金 城 利 明 君
教 育 長	平 良 作 義 君			

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	高江洲	修 君	係	長	前 田	孝 君
---------	-----	-----	---	---	-----	-----

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第53号 塩屋小学校校舎新增改築工事（A棟）請負契約について

日程第4号 議案第54号 塩屋小学校校舎新增改築工事（B棟）請負契約について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。よって昭和61年第8回大宜味村議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、4番知念亀次郎君、5番宮城長雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第53号及び日程第4 議案第54号を一括議題といたします。

村長の提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 議案第53号、契約金額は43,900,000円で契約の相手方は宮保建設です。提案理由といたしましては議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要しますので提案いたしているわけです。

議案第54号、契約金額は32,500,000円で契約の相手方は宮庄建設です。提案理由は前議案と同様でございます。内容につきましては説明員から説明させますので、議決を賜りますようお願いいたします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時05分）

再 開（午前10時41分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第53号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第54号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

只今、議題となっております議案第53号及び議案第54号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号及び議案第54号については、委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時42分)

再 開 (午前10時43分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第53号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 塩屋小学校校舎新增改築工事(A棟)請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第54号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 塩屋小学校校舎新增改築工事（B棟）請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。

よって、これにて昭和61年第8回大宜味村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

閉 会（午前10時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（4番） 知 念 亀次郎

署名議員（5番） 宮 城 長 雄